県内の小売業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関するお願い

政府において、令和２年４月１６日から５月６日までの間、全都道府県に「緊急事態宣言」が発令され、本県においても県民の皆様に対し、不要不急の外出を自粛するよう協力要請を行っているところです。

一方で、生活必需品の購入等のために人が集まる店舗等においても、感染拡大防止について対策を図る必要があります。

皆様におかれましては、既に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策を実施されていることと存じますが、引き続き、以下のような対策を実施され、感染拡大防止にご協力いただきますようお願いいたします。

〇新型コロナウイルス感染症　感染拡大防止対策の例

- 通常の来店客数を大幅に上回るなど、人が密集する状況となった場合には適切に入場制限を行うとともに、一方通行の誘導を行う。
- 入店や会計を待つ際において行列位置の指定を行うなどして、人と人との距離を適切にとる。(Social distancing：社会的距離)
- 人が触りやすい扉や共有部の定期的な消毒、入店前後における手指衛生等を徹底する。
- 会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染防止に努める。

令和２年４月２８日

島根県知事　　丸山　達也